

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成25年10月29日(火)午後2時～午後4時10分  
場 所 新潟地方裁判所大会議室(1号館4階)  
出席者 司会者 青柳 勤(新潟地方裁判所長)  
法曹出席者 藤井俊郎(新潟地方裁判所刑事部総括判事)  
河原克巳(新潟地方検察庁三席検事)  
昆野明子(新潟地方検察庁検事)  
堀田伸吾(新潟県弁護士会刑事弁護委員長)  
佐藤尚志(新潟県弁護士会刑事弁護副委員長)  
裁判員等経験者 4人  
報道機関出席者(9人)  
新潟日報  
産経新聞  
朝日新聞  
U X  
毎日新聞  
NHK  
時事通信  
読売新聞  
共同通信

### 第1 自己紹介等

司会者(青柳所長)

新潟地裁所長の青柳と申します。本日の司会を務めさせていただきますが、よろしく  
お願いします。いつもとは順番を変えて、弁護士、検察官、裁判官の順に簡潔に自己紹  
介をお願いします。それぞれの立場と何件くらいの裁判員裁判を担当されたかを触れて  
いただければと思います。それでは、堀田弁護士からどうぞ。

堀田弁護士

県弁護士会刑事弁護委員会で委員長をしております。裁判員裁判はこれまで4件の経  
験があります。皆さんよろしく申し上げます。

佐藤弁護士

県弁護士会刑事弁護委員会で副委員長を務めております。私の場合は裁判員裁判は否  
認事件を1件だけ担当しただけですが、今日は意見交換会も初めて参加させていただき  
まして、裁判員を経験された方の率直なご意見をお聞きして今後の弁護活動に役立てて  
いきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

河原検事

検察庁では三席検事という立場で仕事をしています。これまで裁判員裁判は1件経験  
したことがあります。本日はよろしく申し上げます。

昆野検事

これまで裁判員裁判は実際に公判に立会したものが十数件あります。今年の4月に新潟に赴任しまして3件立会しております。本日はよろしく申し上げます。

藤井判事

裁判員裁判については前任庁を含めて約40件弱の経験があります。新潟地裁では30件強です。本日はよろしく申し上げます。

司会者

次に裁判員経験者及び補充裁判員経験者の方にお願ひします。自己紹介に代えて裁判員、補充裁判員を経験しての全体的感想を簡潔に伺いたいと思ひます。時間の関係で関与した事件、自白・否認の別は私が説明します。

1番の方の関与した事件は、殺人未遂等の事件で、被害者Y歯科医の患者であった被告人が、現金を盗む目的でYさんの家に侵入し、Yさんの妻に見つかった後、その場から逃げるため、Yさんの妻やYさんを牛刀で刺し、Yさんの息子をリュックで殴りけがをさせたという事案でした。Yさんやその妻に対し殺意があったかどうかという点と量刑が争点でした。では、1番の方お願ひします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員等経験者を単に「1番」などと表記する。）

私が裁判所を密接に感じる事ができたことは良い経験だったと思ひます。1人でも多くの人に経験してもらいたいですが、出席するにしても会社などの協力が要だと思ひます。1人、2人で現場を回している方が裁判所に出ることになると仕事がストップしてしまうので、こういういい機会があってもなかなか出席できないと思ひます。是非制度を良くしていただいて、皆さんが出席できるようにしてほしいです。今回は、殺人未遂ということで私も重いものを抱えて迷いましたが、裁判所の皆さんの力を借りて良い方向に進めたと思ひます。

司会者

次に、2番、3番の方が関与した事件は、強制わいせつ致傷、強制わいせつ等の事件で、重い事件から言うと、被告人が通行中の女性に強いてわいせつな行為をしようと考え、被害者Bさんに対しては、背後から抱きついて路上に押し倒し、右手首を手錠様に結んだビニール紐で縛った上、上着の裾をまくり上げるなどの暴行を加え、強いてわいせつな行為をしようとしたが、同女に抵抗されたためわいせつ行為はできなかったものの、暴行により同女に加療約10日間を要する右前腕部圧挫傷等の傷害を負わせました。被害者Aさん、Cさんに対しては、背後から口を手で塞ぎ、後方に押し倒して仰向けにした上、わいせつな行為に及びました。被害者Dさんに対しては、同様の暴行を加えたものの、駆けつけた警察官に発見されたため、わいせつ行為はできなかったという事案でした。被告人が自白し、事実を認めており、争点は量刑でした。では、2番の方からお願ひします。

2番

初めての経験で最初は緊張しました。しかし、1人ではなくて6人の方と補充の方が2人いましたので、早く緊張が解けたと思ひます。事件に関しては、よくあることだと分かっているんですが、裁判員裁判になって被告人に対してどういう感情を持ったらいいか、弁護人の話を聞いても、検察官の話を聞いても、どちらを聞いてももっともだと思ひましたが、中立にということだけを考えるとこの裁判に臨みました。緊張した中でも

皆さんの協力を得て審理ができて良かったと思います。

司会者

初めて参加したということですが、お二人とも経験としては良い経験をしたということでしょうか。

2番

そうですね。

1番

良い経験だったと思います。

司会者

3番の方、感想をお願いします。

3番

まず経験できて良かったと思います。最初は嫌だなと思いましたが、裁判所に来ているいろいろなことを聞いていくうちに、自分の中で気持ちが変わりまして、こういう経験というのは二度とできないだろうと思うくらい貴重な時間を過ごさせていただきました。これから裁判員になる人には、是非積極的に出てほしいと思いました。

司会者

4番の方が関与した事件は、現住建造物等放火被告事件で、被告人が借金苦等で生きることに嫌気が差し、自室に放火して自殺しようと考え、父親ほか3名が住居に使用する2階建て居宅の2階3畳間の自室において、灯油を散布するなどして火を放ち、同3畳間の壁及び天井等を燃焼させたという事案でした。自白事件であり、争点は量刑、執行猶予が相当かという点でした。では、4番の方どうぞ。

4番

どこであっても不思議でないような事件で、証人尋問が多かったんですけど、それは印象に残りました。消防士本人の話は聞けませんでした。証人尋問は多くした方が裁判員もより分かりやすいと思います。やはり、書面だけでは分かりません。裁判員制度はとても良いと思います。子供にも話したら、是非やってみたいと言っていましたので、志願できる制度もあったら面白いと思います。

司会者

参加して良い経験だったということでしょうか。

4番

はい。

## 第2 意見交換会の趣旨説明

司会者

裁判員制度は、国民に根ざした刑事裁判を目指すものですが、そのためには、審理の対象を犯罪事実の存否と量刑上重要な情状事実の存否に絞った上で、「見て、聞いて、分かる刑事裁判」、「分かりやすい刑事裁判」を実現することが必要であるとの理解で出発しました。

本日は、裁判員等経験者の皆さんから御意見、生の声を伺い、今後の運用改善に役立てていきたいと考えています。そのような趣旨なので、思うところ、感じたところを率

直に遠慮なく述べていただければと思います。

### 第3 証拠調べについて

司会者

検察官、弁護人は、冒頭陳述で自分の主張を明らかにした上で、証拠調べに入ります。証拠書類を朗読したり、証人を尋問したり、被告人質問で被告人の話を引き出したりという活動をするようになります。証拠調べの内容が、生き生きとした印象に残るものであったかどうか、記憶が保持できるものであったかが、公判での審理に基づく評議を行うに当たって極めて重要です。証拠調べの在り方は大変重要と考えていますので、まずこの問題から入りたいと思います。

1 番の方が関与した殺人未遂等被告事件は、殺意が否認された事件ですが、私が興味深く感じたのは Y さんの妻については供述調書が朗読されました。他方、Y さんは法廷に証人として出てきて証言しました。同じく殺人未遂の被害者とされた人ですが、一方は供述調書の朗読、他方は証人としての証言でした。どちらが強く印象に残り、記憶が保持できるものでしたか。

1 番

被害者の奥さんは、恐怖心もあったと思いますが、できれば出てきてほしかったと思います。最初に冒頭陳述メモを見るわけですが、あまりにもパワーバランスが違い過ぎて驚きました。検察側は立派な A 3 くらいの分かりやすいものでしたが、弁護側は A 4 が 1 枚で 20 行くらい書いてあるだけで、弁護士としても厳しい裁判だったとは思いますが、もう少し被告側に立ったもっとわかりやすい内容だと良かったと思います。

司会者

冒頭陳述の在り方というのも非常に重要ですが、それぞれが証拠によって証明しようとする事実を提示して争点を明確化するわけですね。私の質問は、供述調書が朗読された場合と証人で聞いた場合に、記憶の保持の点でどういう感じかという点に絞ってお聞きしたいのですが。

1 番

証人から聞いた方が記憶に残ります。

司会者

強い印象が残るのはどっちですか。

1 番

やはり、直接話を聞いた方ですね。

司会者

今、「直接」という言葉が出ましたけど、物事を直接経験した人から、直接物事を聞いて裁判所が認定することを実質的直接主義と言いまして、諸外国、ドイツの方では当然のルールです。調書を使うことは非常に珍しいと思います。アメリカは否認事件しかやりませんから全部証人ですよ。ほかの裁判員の方は、調書か証人尋問かということでは何か印象に残ることは言っていましたか。

1 番

証人尋問の方が印象に残ると言っていました。

司会者

それはなぜですか。

1 番

生きた言葉で感じることができるからです。言葉というのは文字にすると伝わりにくいのですし。作り手によって言葉が変わったりします。

司会者

朗読された内容や証言された内容が、どういう意味だろうと疑問に思ったとき、調書が朗読されたときはどうしますか。

1 番

専門用語的なものが出たりしていたので、戻ってから裁判長から詳しく説明してもらいました。

司会者

証人だったら聞いていて分からないことがあったらどうしますか。

1 番

聞いていて分からなかったら、戻ってからみんなで質問を固めて、法廷に出て質問します。

司会者

当たり前のことなんですけど、供述調書に対しては質問できないですよ。朗読した検察官にどういう意味ですかとは聞けないですよ。供述調書の解釈は最終的には裁判所がするのですが、供述調書の意味を説明しようとしたら本当は供述調書の供述者しかできないでしょうからね。

藤井部長にお伺いしますが、毎回ミニ反省会をしているようですが、この点について何か感想を述べていた方はいませんか。

藤井判事

この事件に関しては、1 番の方がおっしゃっていたように、直接話を聞いてみた方が、表情などを見て判断できるので良かったということをおっしゃる方が複数いらっしゃったイメージです。

1 番の方にお聞きしますが、話の中で言葉というのは作り手によって変わってしまうとおっしゃっていましたが、それはどういう趣旨ですか。

1 番

日本語は1つの語尾のつけ方でニュアンスが変わったりとか、書いた方はこういう意味で伝えようと思ったけど、受け手側としてはそれと違った認識を持つケースもあると思います。文章というのはそういうがあるので、受け取り方、考え方というがあるので、概略として受け取る時はいいですけど、細かいところは直接質問したりして対応していけばいいと思います。

司会者

今のは鋭い指摘ですね。供述調書というのは、検察官や警察官の解釈が入る可能性というのは常にありますからね。これは、弁護側が聞き取って書面を出す場合も全く同じですけどね。書面の限界について、大変鋭いご指摘をいただきました。

ところで、双方に対する殺意が争われていたんですけども、Yさんの奥さんは供述

調書，Yさんは証人という形になったのは，何か理由があったんでしょうか。

河原検事

2人とも担当ではないので詳しくは承知していませんが，おそらく奥さんの方は事件のときの精神的ショックで，とても証言できるような状態ではなかったのではないかと思います。

1番

そういうことを言われていたと思います。

司会者

裁判員の方も聞いているわけですね。証人の方が印象に残るということでしたけれども，Yさんが証人として出てきて証言したわけですが，何か証言した内容で印象として残っていることはありますか。

1番

Yさんが言っていることと被告人が言っていることの相違点があったこと，当時もめていたということでお互い記憶がちぐはぐな点とかが印象に残っています。

司会者

次に，2番，3番の方が関与した強制わいせつ致傷，強制わいせつ等の事件は，4人の被害者の方の供述調書が朗読されるという方法で証拠調べが行われました。ほぼ同じ場所，同じ態様の事件でしたが，各事件の印象を刻みつける，記憶を保持するという点では問題はなかったでしょうか。2番の方，いかがですか。

2番

4件とも犯行の期間が短かったのと4件とも同じ目的での犯行だったので，どれが1番でどれが2番かというのが，良く判断できなかったというのがあると思うんですが，評議で1つずつ丁寧に説明してもらって，皆さんの意見をいただくことによって，最終的には分かった感じがします。

司会者

この事件ですけれども，24年11月24日午後9時10分ころ，24年11月25日午後8時15分ころ，25年1月3日午後6時50分ころ，25年1月12日午後9時25分ころの同じ道路上ですけれども，Aさん，Bさん，Cさん，Dさんと，名前を出さないという形で秘匿決定がされて，Aさんの事件，Bさんの事件，Cさんの事件，Dさんの事件という形で調書を聞いて整理できましたでしょうか。

2番

期間が集中して，似たような，目的が同じような事件だったので，1つずつ説明してもらって，皆さんで意見を言っている間に理解できるようになりました。

司会者

これは性犯罪なので，証人で聞くということは避けているんですけれども，もし，証人でAさん，Bさん，Cさん，Dさんが出てきてそれぞれ肉声で証言を聞くことができれば，先ほど整理できなかった面があったとおっしゃいましたが，証人だったら違いましたか。

2番

正直，自分にも同じような娘がいますので，事が性犯罪ですし，相対して核心の質問

をすることが果たしてできたかなというのがありますね。

司会者

私がお聞きしたいのは、被害者が出てきて証言するのであれば、誰々さんの犯罪、誰々さんの犯罪というのが、頭に刻み込まれたのではないかということです。

2番

もちろんそれはありますけど、さっきも言いましたとおり、その日のうちに理解できました。

司会者

3番の方、同じ事件を経験されたわけですけども、今の点はいかがでしょう。

3番

私の場合は冒頭陳述を聞いていて、似たような事件だったんですけど、ちょっとずつ違っていたので、分かりやすい説明を受けたと思っています。今の話のとおりで、もし本人が来て本人の証言があったとしたら、逆に自分が冷静でいられなくなったかなという思いが実はあります。あとは本人が自白して全てを話していたので、分かりやすかったかなと思っています。

司会者

現在、自白事件であっても、裁判員に生き生きとした心証を法廷で取ってもらうために、できるだけ証人でやろうと、公判で直接的な証拠から事件の実体を明らかにしようという趣旨で、証人で取り調べることが多くなってきていると理解しています。これは、弁護士、検察官にお聞きしたいんですが、性犯罪のような事件については、通常の事件とは別個の配慮があるんでしょうか。

昆野検事

性犯罪の場合ですと、実際に私たちが捜査段階で話を聞いているときにも辛そうな顔をされていたりしますので、やはり、語れば語るほど傷つくという点では、いろんな人の前で語るというのも被害者からすれば辛いところですので、もちろん否認されてどうしても立証で必要だというときはこちらからも何とか説得はしますが、自白事件の場合、証人に出てくださいというのは、被害者と接する私たちからすればちょっと言いづらいところだと思います。

司会者

弁護人の立場からしても、同じような感じでしょうかね。

堀田弁護士

そうですね、やはり弁護士としても、同じように被害者をもう1度法廷に呼ぶことで更に傷つくというところを考慮することもありますし、弁護側からしますと、弁護方針との関係で、自白事件の場合ですので、証人として被害者に来ていただいた場合に、より強く被害感情が出てしまうというところがどうしても懸念されます。先ほど3番の方がおっしゃったところと重なるかどうかですが、被害者を証人として呼んだときに逆に冷静でいられなくなったのではないかという、もちろん被害感情を考慮して処分を決めるわけですが、過度に被害感情に引きずられてしまう恐れが出てこないかといったところが弁護人としては気になるところです。

司会者

今、性犯罪は例外かなという点は説明してもらいました。堀田弁護士は更にそれ以上に一般的なことも述べてもらいましたが、この調書か証人かという問題は更に続けていきたいと思います。

4番の方が関与した放火事件も自白事件でした。犯罪に関係する書類としては、被害家屋が燃えた状況を立証する統合報告書、消防隊臨場時の状況等を立証する消防士の警察官調書が調べられていますが、火災発生時の状況、火災目撃状況を立証する被告人の弟の検察官調書、燃えた家の居住者、被告人の生活状況を立証する被告人の父の検察官調書が不同意とされ、証人で取り調べられています。火災に関する証拠としては、消防士の供述は供述調書で、被告人の弟の供述は証人尋問で取り調べられましたが、どちらが強く印象に残るものでしたか。4番の方いかがでしょうか。

4番

検察官が言われた建物の専門用語などは記憶にありますけど、調書は余り記憶にないですね。

司会者

被告人の弟の証言はどうでしたか。

4番

話し方にもよると思うんですけど、そんなに鮮明ではないですね。

司会者

この事件はほかにも証人で調べられていますが、特に印象が強かった証人はいますか。

4番

やはり両親ですね。どういう仕事をやっていたとかというのは記憶に残っていますね。

司会者

今でも記憶に残っていますか。

4番

お父さんの店の名前とか。

司会者

犯行に至るまでの経緯ということで、被告人の状況について、両親が証言した内容で被告人のことで覚えていることはありますか。

4番

長男でしたので、厳しく言い過ぎたとか。

司会者

被告人の職業について何か証言されていましたが。

4番

食べ物関係のところをやってトラブルったとか。

司会者

前の日のことで証言がありましたか。

4番

お母さんから何か言われて、茶碗をばらまいたりとか、そういうのも記憶にあります。

司会者



かなり時間が経っていますが、記憶に残っていますか。

4 番

身につまされるような話でしたので。

司会者

先ほど、消防士の方も来てもらって話してもらったら良かったんじゃないかとおっしゃいましたね。

4 番

また記憶に残ると思います。実際に火が付いたときとか、入った状態とか、消防士自身も危険な目に遭っているわけですからね。

司会者

消防士から直接聞いたかったということですか。

4 番

そうです。本当に自殺目的だったかとか、行ったときに実際に本人がどういう状況だったとか、消防士から直に聞けば良かったと思います。自殺の意志があったかは分からないと思いますけど、現場の状況はリアルに分かるんじゃないかと思います。

司会者

自分の部屋に閉じこもって、外から入れないようにして、部屋の中に火を付けたということなのですが、ドアを開けようとしたけれどもつかえがあって開けなかったの、そこからの救出は諦めた。ほかの救出方法がないかということで、はしごをかけて窓ガラスを割って救出したんですかね。

4 番

調書ではなくて本人から聞いた方が分かりやすいし、実際にドアをこうしたと言っても浮かばなかったですよ。開かないようにしたといっても、実際にどういうふうにしたのか。

司会者

その開かないようにしたという具体的な状況が分かれば、本人の自殺の気持ちがどれだけ強かったかということも推し量ることができたんじゃないかと。その意味でも消防士に出てきてもらって、証言を聞いたかったということですかね。

4 番

はい。

司会者

この事件は、堀田弁護士でしたかね。

堀田弁護士

そうですね。

司会者

消防士から直接証言を聞いたかったという意見があったんですけど、調書で調べてますよね。検察官の立場からいうとそういう選択をされたのはどうしてですか。

昆野検事

この事件は元々実際火事になったときに家にいた弟さん、家に何人住んでいたのかということや、被告人の人となりということでお父さんの調書を出しておりました。それ

と、消防士の方の調書と、被告人の家族の場合は、情状の観点からも、被告人がどうして犯行に至ったかというのは法廷で直接話してもらった方が分かりやすいであろうというのがありましたので、もちろん、弁護人からも不同意の意見をいただいていたし、証人尋問というのは早期の段階から検討しておりました。火を消す状況というのは、特に当時の段階ではそれほど争いになるころとは把握していませんでしたし、直接聞いてみたいという場面というふうにこちらも認識していなかったので、当時の段階で証人尋問は検討していませんでした。

司会者

今、4番の方の意見を聞いてどう思いますか。

昆野検事

そういうご意見をお持ちなのかという正直な感想です。

司会者

消防士の方にそのときの状況、ドアの閉め方の状況を知る意味で直接聞きたかったということですが、今後の参考になりますか。

昆野検事

そうですね。事案によりまして、燃えている状況というのを画像にするのが1番いいんでしょうけど、その代わりに人証を使って立証するというのを考慮する材料になると思います。ただ、全ての事件において呼ぶかという、それは違う判断になると思います。

司会者

今後の改善に役立てていただくということで、参考にさせていただきたいと思います。堀田弁護士はいかがですか。

堀田弁護士

私どもが検察官の証拠に同意するか不同意とするかの1つの大きな基準としては、弁護方針からどうか、証人を呼ぶべきかどうかというところを考慮せざるを得ないわけですが、この件では、家族は被害者の立場であると同時に今後の監督等をやってくれる情状証人であると、こちらから積極的に証人として来ていただく必要性が高かったと。一方で消防士については、特段消火活動の中でこちらが積極的に争っていく部分がないので、これについて調書以上に来てもらって話してもらい必要性が弁護方針との関係から高くなかったということで同意という判断をしました。

司会者

今、自殺目的を推認する意味で消防士の救助活動、ドアがどの程度閉められていたのかということを知るのには意味があったんじゃないかという意見が述べられたんですが、それを聞いてどう思いますか。

堀田弁護士

この事件との関係で言うと、私どもが自殺目的であることは争っていませんでしたので、特段そこを呼んでというふうにはいかなかったと思います。

裁判所はいかがですか。

藤井判事

この事件というよりは、同じ時期に同じような放火事件がありまして、その事件では

消防士が来られて証言されました。不同意で証人が呼ばれたのかは記憶が定かでないですが、やはり裁判員の方の受けられた印象というのは、先ほど4番の方がおっしゃったことと全く同じで、火災の状況を感じることができたという感想でしたので、被害者の方のような特に考えなければいけないデメリットがないものについては証人というふうに、特に検察官に考えていただければと思います。

司会者

すでに聞いたことかもしれませんが、4番の方の経験した事件では、弁護側申請で被告人の母親、被告人のおじも証人で調べています。双方申請で調べた被告人の弟の証言、父親の証言も併せてかなり犯行に至った経緯も分かったのではないのでしょうか。

4番の方いかがでしょうか。

4番

全くそのとおりです。私が被告人だったら、火は付けませんが何かやるんじゃないかと思いました。

司会者

それくらい被告人の生活してきた経緯が分かったということですか。

4番

そうですね。

司会者

被告人に対する鑑定結果が書面で出てるんですけど、この点はほかの裁判員の方は何か感想を述べていませんでしたか。

4番

これは参考にしてもいいというふうに。

司会者

分かりやすさとか、分かりにくさという点で何か感想を述べていませんでしたか。

6番

そういうのを専門でやられている方がいて、その方は分かると言ってましたけど。私は分からなかったんですけど。●●●●●障害でしたかね。

司会者

それと、●●●●●障害というふうに説明されています。

藤井部長、こういう書面が出たときの分かりやすさについてどんな感想が述べられていましたか。

藤井判事

専門的な精神障害の中でも特に難しい分野の話が予想されたので、公判前の中では専門家の医師の話が聞けないかというのは、弁護人の意見を伺いながら手続を進めたんですが、最終的に適切な方がいらっしゃらないということで書面で立証したいという形になりました。

司会者

●●●●●障害は、本件の犯行動機に間接的な影響を与えているという認定なんですね。

藤井判事

はい。

司会者

弁護人が書いた報告書なんですが、影響を与えていたのか、与えていないのか一見よく分からないところがあるんですけども。

堀田弁護士

基本的に鑑定書の文言をそのまま載せる形で同意いただいているもので、それをやると評価が入ってしまうので、そういう意味で分かりにくい表現になってしまうのはやむを得ないと思います。

司会者

前半だけ読むとあまり関係していないのかなと思ったんですが、後半を読むと間接的な影響を与えているように読めます。結局証言してくれる医師は来てくれなかったんですか。

藤井判事

弁護人の方でご尽力されましたが、結局見つからなかったということです。

堀田弁護士

鑑定医の方も当たりましたが、やはり難しいということでした。

司会者

間接的に影響を与えていたから量刑に影響を与えたとすれば、やはり証人で聞いておくかなという感じを受けたんですが、いかがですか。

藤井判事

もちろん、来ていただけるのであれば、裁判所はそれに越したことはないですね。

司会者

裁判員裁判は、私は経験していないので、私の中では観念的存在です。ですから私は観念の世界で常に理想を追っているんですけども、藤井部長や検察官、弁護人は現実の存在として向き合って処理していくわけですから、私の言うことと若干の齟齬があるかと思います。ただ、それをできるだけ近づけたいという趣旨で裁判員、補充員の方に意見をお聞きしているわけです。

証拠調べに関して、佐藤弁護士何かありますか。

佐藤弁護士

方針によっても変わるんですけど、人証の方が分かりやすいというのはあると思うので、こちらもできる限り、証人による立証を考えていきたいと思います。

司会者

裁判所としては、分からなかったら裁判になりませんので、持ち帰って全部回し読みはできないですから、法廷で理解してもらおうというのは、この制度が始まった以上当然のことだと思っています。さらに言うと、証人を調べていくというのは、裁判らしくなくなっていくという意味もあると思うんです。裁判というのは、捜査を追認する場ではなくて、公判廷という場で事案の真相、事件の実体を解明していく場であるというふうに私も裁判官は思っています。調書中心で捜査追認の場であった公判が、証人調べを中心とすることによって、攻撃防御を尽くして、事案の真相、事件の実体を解明していく場になるということは、まさに刑事訴訟法が理想としている裁判の在り様ではない

かと思っています。裁判員裁判の導入というのは、もちろん国民の司法参加という大きな意味がありますけれども、訴訟手続が本来刑事訴訟法が考えていた訴訟の在り方を実現していくという意味でも非常に大きな意味があるというふうに私どもは考えています。

#### 第4 分かりやすい刑事裁判の実現について

司会者

分かりやすい刑事裁判の実現という点から、こういう点がまだ不十分ではないのか、もっとこのように改善すべきではないのか、という意見があったら、検察官、弁護人の活動、裁判所の説明、何でも結構ですので、1番の方から順番にお聞かせください。

1番

被告人質問の時間がちょっと短かったと思います。評議のときにそういう話が出たんですけど、公判が進むにつれて食い違いだとか、質問を繰り返すとわだかまりが残るところがあったので、質問時間が足りないので時間を作ってもらえませんか、とお願いできるところがあったら良かったのかなと思います。

司会者

それは、裁判所に対する要望ですね。

1番

そうですね。

藤井判事

2時間くらい取っていたんですが、足りなかったですか。

1番

最後にわだかまりや食い違いが残ったじゃないですか。

藤井判事

このときは被告人質問をして、少しお休みを取って論告、弁論だったと思うんですけど、論告弁論の前にもう1回聞いていただく時間を取るという工夫はあり得たかもしれませんね。

司会者

その食い違いについて自ら聞いてみたかったですか。

1番

私だけでなくほかの人も同じことを言っていました。

司会者

裁判所としてもそういう意見があったことを考慮して訴訟運営を考えていただくということですかね。

検察官、弁護人に対して何かないですか。

1番

検察官の人は怖かったですね。

藤井判事

そういうご意見が多かったですね。

司会者

怖いってどういうことですか。

1 番

ちょっと高圧的なものの聞き方とか、罪を罰する場所なので、聞き出すためには必要などころでもあるのかなと思うんですけどね。

司会者

次に2番の方にお伺いします。

2 番

自分が初めて裁判員裁判に関わった事件が強制わいせつの事件だったんですけど、本人が全部自白していましたので、精神的負担は軽かったです。あと、審理の休憩は2回くらいとっていましたが、5回もあったので、自分が思っていたよりも多かったですね。多い方がいいんでしょうけれども。

司会者

裁判員裁判だと普通の事件よりも休廷が多いですよ。これは当事者から見るとどうですか。

昆野検事

特にどうということはないですけど、他の庁の裁判員裁判を経験しますと、それぞれやり方が違うんだなというのは思うところです。それが特にやりづらいということはないです。

司会者

弁護人の方はどうですか。

堀田弁護士

私が経験する限りでは、休廷は比較的多いのかもしれないですけど、当事者として、それで支障を感じることはありませんでした。

司会者

休廷が多いというのはどういう理由なんですか。

藤井判事

やはり裁判員の方のご負担を軽くしたいということですね。

司会者

どういうときに休憩を取ってるんですか。

藤井判事

証人尋問の合間なんですけど、基本的には裁判所から行う補充質問の前に10分から20分くらい取って、皆さんが色々な疑問を抱かれていますので、どういう形で聞いていいのか分からないという方も中にはいらっしゃるんで、そんな疑問をざっくばらんに出してもらって、これはこんなふうに聞かれたらいかがでしょうかというふうにお話しさせていただいて、聞いていただいているという感じですよ。

司会者

例えば、検察側申請の証人の主尋問があって、反対尋問をやって、裁判所側から聞く前に休憩を取るとのことですね。

藤井判事

はい。

司会者

もう1つの問題として、同じ証人についてであれば、主尋問、反対尋問があって、引き続きその場で疑問に思ったことをすぐに裁判員、裁判官が聞いた方が心証としては取りやすいのではないかと、そういう考え方もあると思うんですが、いかがでしょう。

藤井判事

例えば、主尋問が10分、反対尋問も5分と短い情状証人の場合には、取らずに続けてやった方が流れが良いと思いますが、やはり、主尋問が30分を超えて1時間、反対尋問も45分と続いた場合には、もちろんその場合には1時間のところで休憩は取りますが、いろんな情報が多くなりますので、整理していただいた方が聞いていただきやすいのかなというふうに思います。

司会者

考えようによっては、ポイントを絞って1人の証人から聞く時間を少なくすれば、引き続き聞くということも可能なんですね。確かに、1時間45分だと休憩を置かないとうまく整理できないかもしれないですね。

1番

時間というより回数ですね。もう1回聞いて、被告人に質問するじゃないですか。また被害者側に聞いたりして、言い分の違いをもう1回確認したいなというのがありますね。

司会者

言い分を確認する場をもう1回作ってほしかったと。

1番

そうですね。

司会者

次に、3番の方どうでしょうか。

3番

私の場合は被害者が4人いらっしゃったんですけど、4人の証拠調べまでは分かりやすかったと言ったんですけど、ここからごちゃごちゃになったんですよ。というのも、強制わいせつ致傷、強制わいせつ、強制わいせつ未遂、量刑の重い順からやっているとB、A、C、D、でも証拠調べはA、B、C、D。量刑の順と進み順が違ったので混乱しました。重い強制わいせつ致傷の事件を基準に考えますと説明していただきましたが、私としてはこの4件が全て同じ量刑だと思っていました。たとえば順番どおりにいくとか、刑の重たい方から説明していただくとか、そういうのもあっても良かったかなと思います。

司会者

証拠調べは時系列順ですよ。その方が頭に入りやすい。法定刑の重さ、行為責任の重さでは、一番重くなるのは強制わいせつ致傷であり、順番が変わり、そこが分かりづらかったですか。

藤井判事

評議の進め方にも工夫する余地があったんだと思います。1番重い罪が強制わいせつ致傷ですから、そこをメインに考えていただくことになるんですが、裁判員の方への説明の仕方をさらに検討します。

3 番

全般的には分かりやすかったです。

司会者

4 番の方、お願いします。

4 番

現住建造物を真っ平の写真とかではなくて、3Dの時代なので、よりわかるようにしてもらおうと助かると思います。よく話も聞いていますから分かるんですけど、最初見たときは分からなかったですね。

司会者

これは、検察官の立証の在り方に対するご意見だと思いますが、いかがですか。

昆野検事

おっしゃるとおりだと思います。立証の仕方については、こちらもどうすれば分かりやすいのか検討していくことになると思います。本当に分かりやすいものをおと思っています。

司会者

さすがに3Dを使った立証というのは今までないんですか。写真が出ているので、ある程度分かるんですけども。位置関係を想像するというのは、難しい作業ですよ。3Dになるとモニターを使うことになると思うんですが、最近、検察官も弁護人もあまりモニターを使わないようになっていませんか。

藤井判事

検察官は証拠調べではパワーポイントを使うことが多いですね。

司会者

弁護士いかがですか。

藤井判事

弁護士は書画カメラを使うことはありますね。

## 第5 記者からの質問

記者（読売新聞）

裁判員経験後、自宅に戻ってから家族にどこまで話していいかなど、何か守秘義務の点に関してご負担に思うことがあれば、具体的な事例を交えて、1 番の方から順番にお願いします。

1 番

正直重かったです。被告人、被害者の両方にも家族があるので、気持ちをくみ取ってしまう場面があったので、私にも小さな子供がいますし、人を裁くことについては非常に難しいことだと感じました。

司会者

被告人がした行為について裁判をすることの負担ですね。

2 番

今、隣近所に顔見知りの方がいませんし、兄弟には会ったときに裁判員裁判に行ってくるなどとは話しました。責任の重さを感じつつも、お金を出しても経験できないこと



が経験できたので、大変ありがたいと思っています。

3番

評議の内容の話をしなくても、別に重くはならないと思います。法廷の中で行われたことは話しても良いということではいろんな話をしたというのはありました。事件が家族に話すような内容でもないもので、重さは感じなかったです。ただし、自分が人の量刑を決めるというのはこういうことなんだなと感じました。

4番

別段感じておりません。私が補充裁判員になったことは知っている人はたくさんいるんですけど、特に感想を聞く人はいなかったのです。

記者（読売新聞）

我々報道機関としては、事件が発生した直後からあらゆる事件についてなるべく詳細な記事を掲載していくわけですが、裁判員裁判の事件の場合、裁判員の方に予断を与えない意味で記事を抑制したりと配慮していますが、裁判に臨まれる前に新聞記事などを参考にしているのか、一切目を通さないようにしているのか、報道によって判断に何か影響を及ぼしていることがあるのであれば教えてください。

4番

新聞を取っていませんので、記事は読んでいません。

1番

私の事件は、被告人が2回目の裁判員裁判を受けるというものだったので、何度か新聞には出ていましたね。読むことは読みましたけど、それによって自分の判断が分かれることはなかったです。

3番

私も新聞とかで見たからといって何か変わったというのはなかったです。

2番

新潟地方版に出ていた記事は読みましたが、参考にはしましたけど、影響は受けていません。

司会者

参考にしたとはどういう意味ですか。

2番

詳しく書いているわけではないですが、新聞では事件をこういうふうにかくんだというのが分かりました。

司会者

裁判員として判断するときの情報は、法廷で知ったことで判断し、新聞に書いてあることに影響されたことはないということによろしいですか。

2番

ないです。

記者（NHK）

裁判員裁判を巡っては厳罰化の傾向にあるということが指摘されている中で、今月、一審の裁判員裁判の死刑判決を無期懲役にした高裁の判断がありました。裁判員裁判を経験された方の中で厳罰化傾向について考えがあればお聞かせください。

1 番

今回の事件の刑期の最高は21年と結構幅があるんですね。公平な審理を期すために全国の事件例を見せてもらうんですけど、正直、ここまでやってこの程度の刑なんだという事件が多いわけです。その辺が量刑が重くなっている原因ではないかと思います。せっかくこういう制度があるのであれば、制度の中できっちり裁いていく必要があると感じました。

司会者

厳罰化しているのは、最高裁の検証報告書によると、性犯罪、強盗致傷、傷害致死等と、必ずしも全般が重くなっているわけではありません。それから、裁判官だけでやっていたときよりも執行猶予が付くケースが増えているはずですよ。

ほかに、厳罰化傾向について何かありますか。

3 番

今1番の方がおっしゃったとおりで幅があるのに対して、色々と事案を見ながらやっていくと、決して自分たちが判断させてもらったのは重いとは思わなかったですね。皆さんがどう思うのかはわかりませんが、みんなが納得してそういうことなのかなというふうに感じて、厳罰化という言葉が出てくると、ちょっと違うと思います。

司会者

3番の方が関与した事件は、5年求刑で懲役2年6月ですか。酌量減輕した上で半分に減らしたんですね。裁判所としては、その行為にふさわしい刑は何かという観点から考えなくちゃいけないと思うんですね。行為者が危険であるから行為者の危険性から社会を守ろうという発想ではなくて、行った行為に相応するふさわしい刑は何か、そのために法益侵害の結果や態様はどうであったか、動機などの観点を中心にして量刑していくことになる。もちろん被害弁償等があれば低い方向に考慮するわけですけど。基本は、その行為に見合った刑罰の量ほどの程度なのかと。同じような事案について、別の裁判所でやれば5、6年になるのに対して、この裁判所でやれば15年とか20年になるというのは、それは正義の観点、公平に反するというのもあると思います。そういうことを考慮しながら模索されている最中ではないでしょうか。

記者（朝日新聞）

裁判員対象事件に枠組みがありますけど、これを今後、市民の手で起訴された事件ですとか、JR福知山線の脱線事故や行政のお金の無駄遣いをチェックするような裁判や民事事件全般だったり、対象を広げていけばもっといい社会になるんじゃないかという考えをお持ちでしょうか。それとも今の枠組みの中でいいのか。その辺でご意見あればお聞かせください。

1 番

もっと幅を広げた方が、つなげていけるんじゃないかと思います。経験者が増えて、自分たちの防犯意識が高くなって、またこういう世界があるんだと、自分のそういう中に入っていくんだという認識も生まれる方もいると思います。

3 番

どんどん広げるべきだと思います。ただし、民事とかは人の感情があるんじゃないかなと思います。感情が入ったときは、厳罰化の話ではないですが、幅があるので難し

いと思います。

4 番

今の世の中非常に専門性が高くなっているんで、専門能力がないとなかなか判断できないものが多くなっているんですけど、そういう場合は、そういう専門の人に志願してもらうのもいいんじゃないですか。

2 番

広げていくことはいいと思うんですけど、あまり専門的なことになると、素人がいくら頑張ったところで適正な判断が難しい状況はどうしても出てくると思います。そういうのをどう解決していくか、ただ広げればいいというのではなく、今のままでいいというのでもないけれども、広げるにしても、全く知識のない人が大きな事件を正しい方向に持っていけるかというのは、私個人としては自信がないです。

司会者

さっき、専門性のある領域に広げたらというご意見でしたか。専門性のある事件に参加する国民は、専門性を備えた人ということですか。

4 番

はい。

司会者

これは立法論に関わる問題なので、裁判に携わる我々としては意見を差し控えたいと思います。検察官、弁護士の立場から何か発言できますか。

河原検事

特にありません。

堀田弁護士

弁護士もいろいろ意見があるところですので。

記者（産経新聞）

裁判員裁判に参加して良かったということですが、経験したことがない人に対して、くだらないと感じているものでも結構ですので、ここが良かったというのを1点だけ1番の方から順番にお聞かせください。その後、検察官、弁護士の方から、この制度の良い点、良くない点を1つずつ挙げていただきたいと思います。

1 番

テレビみたいというのが率直な感想でした。

2 番

お金を出せば出席できることではなくて、宝くじに当たったような、出たくても出られない、出たくなくても出なくてはいけないというのが第1印象でした。私としては、若いときから興味があったので、良い機会だと思って出席しました。

記者（産経新聞）

だいたいイメージどおりでしたか。

2 番

そうですね。

3 番

利用したことはないですけど、嫌な裁判所に来やすくなりました。

#### 4 番

全く面識のない方と会えて、裁判官、検察官、弁護士含めてですけど、話し合いができて良い経験でしたね。やろうと思ってもなかなかできないですから。

#### 堀田弁護士

あくまでも個人的な感想ですが、良いところとしては、司法への国民の関心が間違いなく高くなっているかなと思います。裁判所は嫌なところだとか、裁判官、検察官、弁護士というのは一般的には敷居が高い、別の世界の間人と思われがちですけど、我々の活動を理解していただける1つの手段になっていると感じています。良くない点というのは、難しいところはあるんですけど、裁判員裁判というのは分かりやすさを目指すという制度設計になっていますが、特に事件の中でもとりわけ専門性が高い事件というのがありまして、そういった事件について証拠や審理時間を絞る形で審理したときに妥当な結論が得られるのかどうかという若干の懸念というのは感じています。

#### 佐藤弁護士

良い点としては、弁護士の方も今までは専門的な書面を書いていけばいいと感じたところがあったんですけども、どうやって分かりやすくプレゼンするか考えなければいけないわけですし、これは検察官も同じだと思うんですけど、そういうことを勉強していく中で噛み砕いて理解することが必要なわけですし、今までの議論とは違う観点ですが、自分たちにとっては良いところもあるのかなと思います。悪い点といいますと、やはり専門的なものになると裁判員の方になかなか理解していただけないのかなと思うところがあったりするんですよね。その半面で感情論という話がありましたが、すごく過剰反応されてしまったりというのがあるので、事件の性質によって難しいところが出てきてしまうというのはあると思います。

#### 河原検事

良い点としては、裁判員の方が裁判に関わることで市民感覚、国民の常識が裁判に反映されるという点が挙げられると思います。具体的に評議でどういうことが話されているか私は知りませんが、おそらく市民の感覚というのは裁判に反映されていると思います。良くない点というのは、ちょっと思い浮かびません。

#### 昆野検事

我々検察官は、普通の裁判も裁判員裁判もやっているのですが、どちらが良くて、どちらが良くないということはないです。裁判員裁判に関しては、法曹ではない方が関わることによって市民参加という視点もそうですし、個人の体験として司法がどう行われているかというのを理解してもらえという点ではいい制度だと思います。やはり、被害者や犯人として司法に関わるのではなくて、一般の方にどういう仕組みで人が裁かれているかとか、あとはこういう場所を通ったら危険だとか、そういう防犯から司法に対する理解まで、裁判員をされた方を通じて市民の方に分かってくたというのとはとてもいいことだと思います。

#### 司会者

弁護士の説明の中で、専門性の高い事件とありましたが、対象事件の中で専門性の高い事件とは何ですか。

#### 佐藤弁護士

私に関わった事件で言えば、責任能力が関わっている事件は難しいと思います。

堀田弁護士

罪名というよりも、医学的な観点ですね。

司会者

感情の過剰反応のケースとはどういうことですか。

佐藤弁護士

私が修習生のときに見た事件でもあったんですけど、特に被害者の方の悲痛な声があるものについては、心打たれるものもありますし、それは直結して量刑も変わってくるわけだと思うので、それは至極当然という見方もあると思いますが、もしかしたら過剰に出てしまったのではないかというふうに思ったりすることがあるということです。

司会者

裁判というのは、感情とか情緒的な反応が当然あるわけですけど、でもそこは距離を置いて、最終的な判断は理性において判断するものだと私は考えています。そういうふうに裁判官はしなくてはいけないと思っています。